

1 主な学内窓口

1 国際センター

国際センターでは、立教大学で学ぶ外国人留学生を生活や学習の面で支援するとともに、海外への留学を希望する学生をサポートしています。留学生活中にサポートが必要なときは国際センターに相談してください。

外国人留学生に対する支援内容

在留手続、外国人留学生を対象とする奨学金、チューター制度、寮の募集、国際交流イベント、日常生活相談等

場所・連絡先

キャンパス	池袋キャンパス	新座キャンパス
場所	マキムホール1階（15号館）	7号館2階
連絡先	電話：03-3985-4803 メール： rikkyo-seiki@rikkyo.ac.jp	電話：048-471-6792 メール： NkokusaiC@rikkyo.ac.jp
事務手続内容	正規留学生の学生生活支援全般	機関保証、チューター制度
開室時間※	月～金 9：00～17：00 土 9：00～12：30	

※休業期間や行事、大学の定める開室時間により変更になることもあります。

2 国際センターからの連絡事項

国際センターでは、在留に必要な諸手続や奨学金案内、寮の紹介、国際交流イベントなど、留学生活に必要なさまざまな情報を提供しています。情報の連絡・提供は以下の方法を中心に行います。留学生生活を充実させるさまざまなチャンスを逃さないよう、情報収集は自ら積極的に行うようにしてください。

(1) お知らせサイト

正規留学生向けお知らせサイト

在留に関する手続案内等を中心に最新情報を掲載しています。

<https://sites.google.com/rikkyo.ac.jp/seiki-information>

正規留学生奨学金情報

正規留学生向け奨学金の募集、立教大学の奨学金出願登録手続きなどについて掲載しています。

<https://sites.google.com/rikkyo.ac.jp/seiki-scholarship/>

(2) メーリングリストの配信

国際センターより、留学生のみなさんに奨学金の新着情報や国際交流イベント案内など学生生活に関わるさまざまな情報をメーリングリストで不定期に配信しています。

配信対象

立教大学に在籍する正規留学生。

大学から付与されている**立教メールアカウント**（学生番号@rikkyo.ac.jp）宛に送信します。

立教メールアカウント以外のメールアドレスへの配信も希望する場合

氏名・学生番号・所属・配信先メールアドレスを明記して、以下の送信先宛にメールを送ってください（件名は「メーリングリスト追加配信希望」とすること）。

送信先：rikkyo-seiki@rikkyo.ac.jp

※メーリングリストからのメールを確実に受け取れるようにしてください。

(3) メールや携帯電話への連絡

国際センターからの連絡は、大学から付与されている**立教メールアカウント**（学生番号@rikkyo.ac.jp）宛に送ります。

緊急の場合には、携帯電話や緊急連絡先等に連絡することもありますので、携帯電話を持っている学生は必ず国際センターに届け出てください。また、正規留学生担当の電話番号：03-3985-4803は自身の携帯電話に登録しておくようにしましょう。

重要 立教メールアカウント（学生番号@rikkyo.ac.jp）について

国際センターから重要・緊急な連絡をメールでお知らせすることがあります。メールはみなさんの**立教メールアカウント**（学生番号@rikkyo.ac.jp）宛に送りますので、携帯電話へ転送設定をするなど、必ず送信されたメールを確認できるようにしておいてください。

3 連絡先の届け出

立教大学での留学生活において、住所や電話番号等の連絡先を届け出することは非常に重要です。大学からの重要書類・通知書の発送や緊急時に連絡が必要な際、連絡が取れないとさまざまな手続きにおいて機会を逃すことや不利益を受けることにもなりますので、確実に連絡が取れるようにしてください。

(1) 各種変更届

個人情報（日本の住所・電話番号、本国の住所・緊急連絡先・メールアドレス）について変更があった場合は、国際センターの在籍管理システム IRIS の「申請者情報」から「1. 個人情報」を変更してください。

また、住所・電話番号の変更は教務事務センターに届け出てください。

IRIS への登録：こちら (<http://s.rikkyo.ac.jp/IRIS>) を参照のこと

日本国内の住所・電話番号変更

住所や携帯電話番号を変更したときには速やかに下記窓口に届け出てください。

池袋キャンパス在籍生：教務事務センターおよび国際センター

新座キャンパス在籍生：教務事務センター

https://spirit.rikkyo.ac.jp/academic_affairs/paperwork/SitePages/registration.aspx

※住所を変更した場合は、大学への届出だけでなく、新しい住居地の市・区役所でも必ず届出を行ってください。

本国住所・緊急連絡先等の変更

本国の住所や緊急連絡先等を変更したときには速やかに国際センターに届け出てください。

メールアドレス変更

国際センターからのメーリングリストの配信に際して、立教メールアカウント以外のメールアドレスにも配信を希望している場合は、メールアドレス変更後、国際センターに届け出てください。

(2) 離日届

本学在籍中に、本国への一時帰国も含めて日本を離れる際には、必ず国際センターに離日期間中の所在ならびに連絡先を届け出るようにしてください。特に、奨学金申請等の諸手続きをしている間の学生は離日時に緊急連絡が必要となる場合が多く、連絡が取れないと機会を逃すだけでなく、トラブルにつながることもあるので十分に注意してください。

提出書類：離日届

提出方法：国際センターの指定フォームへの入力により届け出

<http://s.rikkyo.ac.jp/leaving>

休学・退学する場合：休退学者用離日届

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdzDa0UarcCcX6AirXSokR31sKHqviJaKSdIPhtZScxgyMJA/viewform>

休学・退学以外の場合（一時帰国・旅行等）：離日届

<http://s.rikkyo.ac.jp/7bafc41>

2 在留手続

1 在留カード

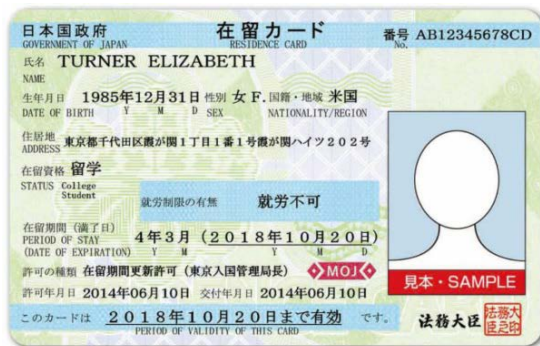
日本に在留する外国人は、在留中の活動や諸手続について『住民基本台帳法』や『出入国管理及び難民認定法』等によって定められています。これらの法規に違反したり諸手続を怠ると、日本での留学生生活を続けられなくなることがありますので十分に注意してください。

出入国在留管理局 Web サイト：<http://www.immi-moj.go.jp/>

(1) 在留カードの交付

日本に90日を超えて在留する予定の外国人には、在留カードが交付されます。成田空港、羽田空港、新千歳空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、その場で在留カードが交付される場合がありますが、その他の出入国港においては住居地の届出をした後に住居地に郵送されます。

■ 在留カード見本



表面



裏面

(2) 在留カードの携帯義務

在留カードは常に携帯することが義務づけられており、出入国在留管理局審査官や警察官などから提示を求められた場合には速やかに提示しなければなりません。

在留カードを携帯していなかった場合は20万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 住居地の届出

住所が決まってから14日以内に、在留カードを持参のうえ、住居地の市（区）役所で住居地の届出をしてください。

正当な理由なく住居地を届け出なかった場合、在留資格が取り消される場合があります。

(4) 在留カードに記載された事項等に変更があったとき

変更内容	手続する場所	期 限
住 所	(転出) これまでの住居地の市(区)役所 (転入) 新しい住居地の市(区)役所 ※日本国内の引っ越しの場合は、「転出」と「転入」両方の手続が必要です。	新しい住居地に 移転してから 14日以内
氏名、生年月日、性別、 国籍・地域など	出入国在留管理局	変更してから 14日以内

※住所を変更した場合、大学でも住所変更の手続を行ってください。

(参考) マイナンバー制度

日本では、2015年10月より「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」が始まり、日本に住む外国人留学生の皆さんにも個人番号が通知されます。

住民登録のある市役所や区役所からマイナンバーが書かれた「通知カード」が送られてきますので、受け取ったら以下の点に注意してください。

- 捨てたり破ったりせず、大切に保管すること。
- 他人に見せたり、貸したりしないこと。ただし、アルバイト先等で求められた場合は、番号を知らせること。

なお、マイナンバーは原則として一生使うものになります。紛失したり、不用意に他人に教えたりしないように各自取り扱いには十分注意してください。

詳しいことについては、下記ウェブサイトを確認してください。

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

2 在留期間更新許可申請(2025年4月現在)

在留資格「留学」で認められる在留期間は一般的には、4年3か月、4年、3年3か月、3年、2年3か月、2年、1年3か月、1年、6か月、3か月です。在学中に在留期限を超えてしまう場合、留学生は在留期間の更新を行わなければなりません。在留期限が近づいたら出入国在留管理局で在留期間更新許可申請手続を行ってください。大学による在留期限の通知や申請取次ぎは行っていませんので注意してください。

出入国在留管理局での申請には所属機関(立教大学)が作成する申請書が必要です。出入国在留管理局での申請前に、在留管理システム(IRIS)に必要事項の入力・書類をアップロードしてください。国際センターで確認後、発行します(即日発行はできません)。

(1) 申請の流れ

「在留期間更新手続」は在留管理システム IRIS より行っていただきます。
詳細はこちら (<http://s.rikkyo.ac.jp/extension>)。

(2) 用意する書類

入管への提出・提示が必要な書類は、すべて IRIS にもアップロードしてください。

経費支弁書類など、申請書類の中で、日本語以外の言語で作成された資料についてはあわせて日本語訳も必ずアップロードしてください。日本語訳に基づいて出入国在留管理局で審査されるので、誤訳があった場合は審査結果に影響を及ぼすことがありますので注意してください。

- ① 写真 1 葉 (タテ 4 cm×ヨコ 3 cm。裏面に氏名を記入。)
- ② 在留期間更新許可申請書 (申請人等作成用 / 入国管理局所定様式)
- ③ 在学証明書のコピー
- ④ 成績証明書のコピー
- ⑤ 在留カードの両面コピー
- ⑥ パスポートのコピー (氏名が記載されているページ)
- ⑦ 経費支弁状況^{*}を立証できる資料のコピー

入国管理局から、日本での滞在経費を支弁 (負担) できることを証明する資料の提出を求められることがあります。

以下の証明書類のうち、経費支弁能力を証明できるものを必ずアップロードしてください。

送金 (海外口座からキャッシュカードで現金を引き出している場合も含む)、奨学金、申請者本人の預金等で支弁 (負担) できることが必要です。

例：奨学金受給証明書、預貯金通帳のコピーなど、在留期間中に滞在費等をどのように支弁するかわかるもの。提出できる資料がない場合には国際センターで指示を受けてください。

- (⑧ 理由書) 留年や休学等により正規修業年限を超える場合

経緯・理由・今後の予定 (履修計画等を含む) を A 4 用紙 1 枚程度

必ず氏名・所属・書類作成日を明記して、入学年月、卒業予定年月を含めて作成してください。

申請書等所定様式・理由書見本

<http://s.rikkyo.ac.jp/extension>

※③④は出入国在留管理局には原本を提出してください。

⑤⑥は入管では現物を提示する必要があるため出入国在留管理局へ申請する際には、パスポート、在留カード、学生証を持参してください。

※出入国在留管理局での審査上、個別に上記以外の書類が求められる場合があります。その際には、速やかに対応するようにしてください。

※在留カードを受け取る際には手数料6,000円が必要です。

(3) 申請時期

在留期限の 3 か月前 ～ 在留期限まで

例：在留期限が 4/8 の人は 1/9 ～ 4/8 の間に申請可能

※在留期間更新許可申請手続は在留期限直前ではなく、余裕を持って行うようにしてください。

国際センターへの申請期間については、在留期限 2 ヶ月前の月初に IRIS からの通知が届くので、その通知を受領してから 15 日以内に申請者情報の確認・修正を行う必要があります。

(4) 申請場所

- 東京出入国在留管理局（JR「品川」駅港南口から都バス）
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930002234.pdf>
- 東京出入国在留管理局さいたま出張所（埼京線「与野本町」駅から徒歩10分）
※埼玉県在住者のみ申請手続き可
<http://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/index.html>

(5) 所要時間

通常は申請受理から1か月程度。出入国在留管理局の繁忙期や個人の状況によっては、1か月以上かかることもあります。

※在留期限までに許可がない場合、期限から2か月間在留可能です。2か月以上在留を継続すると不法残留となります。

(6) 資格外活動許可

アルバイトをしている人（する予定の人）は、在留期間更新許可申請と同時に資格外活動許可申請を行いましょう。現在取得している資格外活動許可は、現在の在留期限内の許可であり、在留期間更新に伴い無効になりますので注意してください。

(7) 許可後手続

審査を経て更新が許可されると出入国在留管理局より本人宛に通知が送付されます。在留カード取得後、必ずIRISのトップページから新しい在留カードをアップロードしてください。在留資格「留学」で更新ができなかった場合、受け取った在留資格について必ず国際センターに報告すること。

よくある質問

Q 在留期間更新許可申請後に、在留期限後2か月までの特例期間中にみなし再入国による出国はできますか。

A 在留資格の変更又は在留期間の更新を申請した場合は、もとの在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、在留期間の満了の日から最長で2か月を経過する日までの間、引き続き従前の在留資格をもって本邦に在留することができますが、その期間もみなし再入国許可により出国・再入国することが可能です。

重要 低単位取得者には厳しい審査

単位の取得状況が悪い場合、在留期間更新が認められず、不許可となる場合があります。在留期間更新不許可となると在留資格留学の再取得が難しくなるだけでなく、場合によっては、在籍する他の留学生の在留期間更新手続きが複雑化する等、多大な影響があります。従って、単位の取得状況が悪い場合、大学として在留期間更新手続きに進まないことを判断する必要があることを重々ご理解ください。

学業への取り組み姿勢（単位取得状況）は、留学生活そのものを大きく左右する極めて重要な要素となるため、学習計画を組み、計画的に単位取得してください。万一、単位取得が少ない場合、早めに国際センターへ報告してください。

3 資格外活動（アルバイト）許可申請・アルバイト時の注意事項

在留資格「留学」は、日本で学習・研究を行うための資格です。外国人留学生在がアルバイト（労働対価で報酬を得る活動）をする場合は、学習・研究以外の活動のため、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受け、定められた時間内かつ、認められた業種の範囲内で行わなければなりません。

許可を受けずにアルバイトをしたり、定められた時間を超えた場合は、資格外活動違反となり、日本で留学生生活続けることができなくなります。どんなアルバイトをするか決まっていなくても申請することができますので、今後アルバイトをしたいと思っている人はあらかじめ資格外活動許可を申請しておきましょう。

アルバイトできる時間数

期間	時間数
授業期間中	週28時間以内
本学が定める休業期間中	1日8時間以内

授業期間、休業期間の詳細は「学年暦」を参照してください。

<https://www.rikkyo.ac.jp/about/introduction/calendar/>

申請方法

下記①～④の書類を持って直接本人が出入国在留管理局に申請してください。

- ① 資格外活動許可申請書（出入国在留管理局指定書式：国際センターで配付）
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ 申請にかかる活動の内容を明らかにする書類

許可後手続

- 許可通知受け取り後、出入国在留管理局にて本人が資格外活動許可を受ける（在留カード持参）
- 資格外活動許可概要が記載された在留カード（両面）を IRIS のトップページからアップロードする。

所要期間

- 申請から2週間～2か月

注 意

- 「資格外活動許可」の期限は、**在留資格の期限と同じ**です。在留期間を更新すると、更新前にもらった資格外活動許可は無効になりますので、在留期間を更新する時には、資格外活動許可も一緒に申請するようにしましょう。
- 資格外活動許可を取得するまでは絶対にアルバイトをしてはいけません。

その他

- ① アルバイト先には、資格外活動許可概要が記載された在留カードのコピーを提出すること。
- ② 本学が直接雇用する以下の学内アルバイトについては、資格外活動許可は必要ありません。

- ティーチング・アシスタント (TA)
- スチューデント・アシスタント (SA)
- リサーチ・アシスタント (RA)
- メディアセンターの学生アルバイト

- ③ インターンシップを行う場合

業務・勤務時間等の条件によっては通常の包括的な資格外活動許可ではなく、当該インターンシップ内容に基づく個別の資格外活動許可申請により特別に許可を得る必要があります。

事前に国際センターに相談してください。

重要 資格外活動許可違反は厳しい罰則

資格外活動許可を得ずにアルバイトを行った場合や、認められていない業種や定められた時間を超えてアルバイトをすると、『出入国管理及び難民認定法』に基づき資格外活動許可違反として国外退去・強制送還など厳しい処罰が科せられます。日本で学業を続けることができなくなるだけでなく、以後最大5年間にわたり日本への入国が認められなくなるので、アルバイトを行う場合には資格外活動許可を十分に意識して臨むようにしてください。

重要 資格外活動の対象として認められていない活動

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風適法）第2条第1項にいう「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動
例：客の接待をして飲食させるキャバレー・スナックなど、店内の照明が10ルクス以下の喫茶店・バーなど、麻雀店・パチンコ屋・スロットマシン設置業などで行うアルバイト
2. 風適法第2条第6項にいう「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動
例：ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなどで行うアルバイト
3. 風適法第2条第7項にいう「無店舗型性風俗特殊営業」に従事する活動
例：出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業などに従事するアルバイト
4. 風適法第2条第8項にいう「映像送信型性風俗特殊営業」に従事する活動
例：インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などに従事するアルバイト
5. 風適法第2条第9項にいう「店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動
例：いわゆるテレホンクラブの営業などに従事するアルバイト
6. 風適法第2条第10項にいう「無店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動
例：いわゆるツーショットダイヤル、伝言ダイヤルの営業などに従事するアルバイト

※風適法に該当するお店に関わる仕事も禁止されています

（例：キャバクラ店のティッシュ配り等）

4 みなし再入国許可（2025年4月現在）

一時帰国や旅行などにより日本を離れる場合、出国から1年以内に日本へ再入国するのであれば、原則として再入国許可を受ける必要がありません。出国の際に在留カードを提示し、再入国用 ED カード（再入国出国記録カード）を記入することで、1年以内の再入国が可能となります。

しかし、1年を超えて日本を離れる場合には事前に出入国在留管理局で再入国許可を取得する必要があります。許可を受けずに1年以上の出国をすると、現在の在留資格を失うこととなりますので十分に注意してください。この場合、再度入国するためには改めて在留資格を取り直さなければなりません。

再入国許可には、1回限り有効のものと有効期間内であれば何度でも使用できる数次有効のものがあります。

申請必要書類（1年以上出国する場合）

- ① 再入国許可申請書（出入国在留管理局指定書式：出入国在留管理庁のウェブサイトより入手可能 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html>）
- ② パスポート（提示）
- ③ 在留カード（提示）
- ④ 学生証（提示）
- ⑤ 手数料 4,000円（1回有効）または7,000円（数次有効）

ED card Sample

外国人用 (再入国)	再入国出国記録 DISEMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ② 【ARRIVAL】	再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ① 【DEPARTURE】
529428	氏名 Name 生年月日 Date of Birth 航空機便名・船名 Last Flight No./Vessel 以下の質問について、該当するものに☑を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable items and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.) 1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country? ☐ はい Yes ☐ いいえ No 2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items? ☐ はい Yes ☐ いいえ No 以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate. 署名 Signature	氏名 Name 生年月日 Date of Birth 航空機便名・船名 Flight No./Vessel 主な渡航先国名 Destination 出国予定期間 Intended period out of Japan ☐ 1年以内 Within one year ☐ 1年超2年以内 Over one year but within two years ☐ 2年超 Over two years 次のいずれかに☑を記入してください。Please check either one of the boxes below. ☐ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return. ☐ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid. (地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.) 署名 Signature

3 学 費

1 学 費

入学金（初年次のみ）、授業料、実験・実習費から成る『学費』と、研究会費や学生健康保険互助組合費などの『その他の納入金』は、毎年納入する必要があります。

• 学費納入時期 • 延納手続 • 学費納入証明書発行 • 振込用紙・口座振替のお知らせ送付先変更 • 学費・納入金額	http://s.rikkyo.ac.jp/fees
• 学費に関する相談・お問い合わせ先	財務部経理課 学費担当 電 話：03-3985-2237 メール： rikkyo-gakuhi@rikkyo.ac.jp

4 奨学金

1 奨学金制度

外国人留学生の皆さんの有意義な留学生活と留学成果達成を支援するため、経済支援や学業奨励を目的として各種奨学金を支給する学内外の奨学金制度を実施しています。

(1) 奨学金取扱窓口

奨学金には、「外国人留学生のみを対象とした奨学金」と「日本人学生と共通の奨学金」があります。取扱窓口が異なりますので応募の機会を逃さないよう注意してください。

■日本人学生と共通の奨学金……学生部学生課（奨学金担当）

■外国人留学生のみを対象とする奨学金……国際センター

(2) 日本人学生と共通の奨学金…学生部学生課（奨学金担当）

日本人学生と共通の奨学金は、学生部学生課で取り扱っています。学生部学生課で取り扱う奨学金のうち、外国人留学生の出願が可能な主な奨学金は以下のとおりです。各奨学金の趣旨・対象等の募集に関する詳細は、学生部学生課で確認のうえ出願してください。

育英目的の奨学金

奨学金名称	奨学金額 (年額)	対象者	奨学金趣旨	募集時期
立教大学学業奨励 奨学金および 内藤昌尚奨学金	学業奨励 20万円 内藤昌尚 50万円	学部2年次生 以上	勉学意欲、人物ともに 優れた学生の学業を奨 励することを目的とし た奨学金 ※学業奨励奨学金の出 願者のうち、各学部 で最も優れた評価を 得た学生1名は内藤 昌尚奨学金の採用者 となります。	9月下旬
立教大学大学院給与 奨学金	院前期 30万円 院後期 40万円	正規課程在籍 の大学院学生	大学院学生の勉学・研 究活動を奨励し、各専 門分野における優れた 研究者および高度の専 門性を要する職業人の 育成に資する育英目的 の奨学金	在学生： 2月中旬 新入生： 4月初旬

※上記奨学金以外にも、外国人留学生の出願が可能な奨学金があります。詳細は、学生部学生課（奨学金担当）で確認してください。

https://spirit.rikkyo.ac.jp/student_affairs/scholarships/SitePages/index.aspx

立教から海外留学する者を対象とした奨学金（※募集要項は4月上旬に学生部学生課が公開予定）

奨学金名称	奨学金額（年額）	種別	概要	募集時期
立教大学 グローバル奨学金	10~60万円	給与型	立教大学が実施する留学プログラムに参加する学生で経済支援を必要とする者を対象とする制度。支給基準等を満たす者について利用可能。	※6月上旬 11月上旬
立教大学校友会 成績優秀者留学支援奨学金	20万円	給与型	立教大学が実施する留学プログラムに参加する学部学生で成績が特に優秀な学部2年次生以上を対象とする制度。	※6月上旬

（3）外国人留学生のみを対象とする奨学金…国際センター

在留資格「留学」を有する私費外国人留学生のみを対象とする奨学金は、国際センターで取り扱っています。

② 外国人留学生のみを対象とする奨学金…国際センター

外国人留学生のみを対象とする奨学金は、在留資格「留学」の私費外国人留学生を対象としています。

（1）国際センターからの奨学金情報

国際センターでは、学内・学外奨学金の応募情報についてメーリングリストやウェブサイト（正規留学生 奨学金情報：<https://sites.google.com/rikkyo.ac.jp/seiki-scholarship>）により案内を行っています。奨学金応募の機会を逃さないよう各自で情報を確認してください。

（2）国際センターで取り扱う奨学金

外国人留学生のみを対象とする奨学金には、立教大学独自の奨学金である**学内奨学金**と日本学生支援機構や民間奨学財団が支給する**学外奨学金**があります。いずれの奨学金も**大学推薦**と**個人出願**の応募形式があります。

学内奨学金

立教大学独自の奨学金

大学推薦

個人出願

学外奨学金

日本学生支援機構や民間奨学財団等の奨学金

大学推薦

個人出願

大学推薦

大学からの推薦が必要な奨学金。採用される可能性は個人出願に比べ高いですが、採用人数が限られているため必ず採用されるわけではありません。

大学推薦の奨学金への応募に当たっては、毎年度奨学金出願登録を行い、奨学金大学推薦順位を得る必要があります。

奨学金大学推薦順位によって各奨学金の被推薦者・採用者を決定します。

個人出願

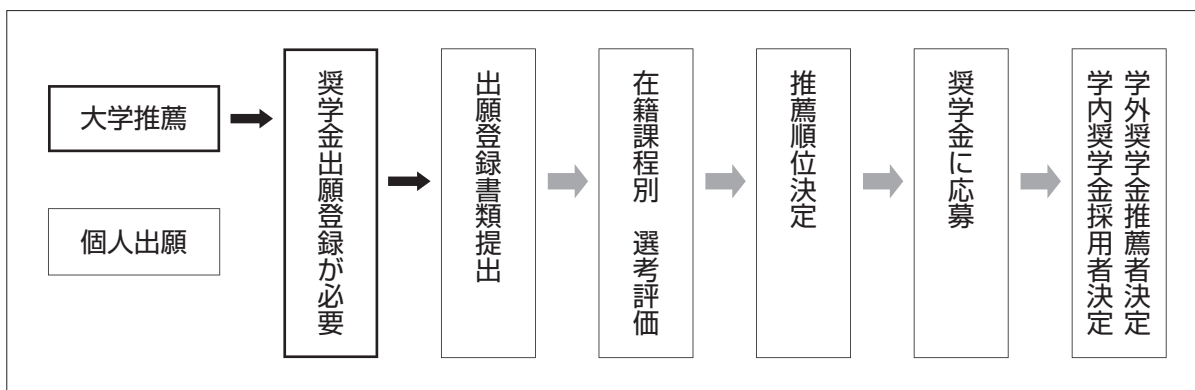
学内・学外奨学金とも誰でも自由に応募が可能（奨学金出願登録とは無関係）。

応募者数が極めて多いため採用可能性は高くありませんが、条件の良いものもあります。

3 大学からの推薦を必要とする奨学金に申請するための手続（奨学金出願登録）

（1）奨学金出願登録の登録手続

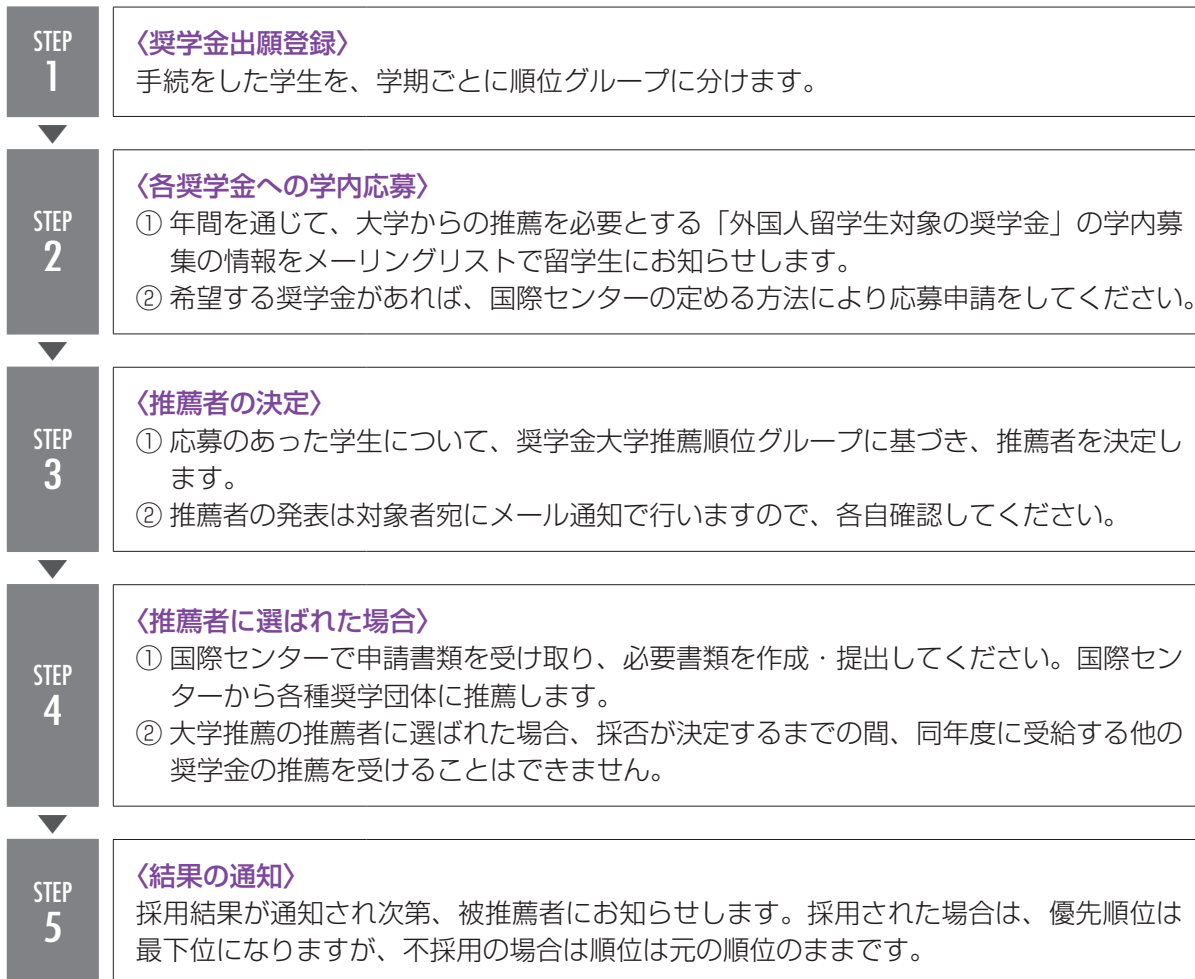
国際センターが取り扱っている外国人留学生対象の奨学金のうち、**大学からの推薦が必要な奨学金**に申請するためには毎年度所定の期間に「奨学金出願登録」の手続を行う必要があります。



「奨学金出願登録」の手続をした外国人留学生を対象に、奨学金選考委員会の選考評価により決定した奨学金大学推薦順位グループを学期ごとに付与します。奨学金大学推薦順位に基づき大学からの推薦が必要な学内・学外奨学金の採用者・推薦者を決定します。

奨学金出願登録の手続に関する詳細は、メーリングリストにて配信する案内を確認してください。

（2）奨学金出願登録～奨学金応募の流れ



(3) 奨学金出願登録期間

奨学金出願登録は、毎年度各学期に登録期間が設けられています。
ただし、学期ごとに登録手続きができる対象者が異なりますので、注意してください。

学期	登録期間・対象者
春学期	登録期間 4月初旬 在留資格「留学」の在留期限が2025年5月1日以降（入管手続中の者も含む）で、下記①②のいずれかに該当する者。 ① 学部・大学院に在学する私費外国人留学生 ② 日本政府国費外国人留学生および国費に準ずる奨学金を受給する者で、当該年度中に奨学金受給が終了予定の者（詳細は※を参照）
秋学期	登録期間 9月中下旬 在留資格「留学」の在留期限が2025年10月1日以降（入管手続中の者も含む）で、下記①②のいずれかに該当する者。 ① 当該年度9月入学の学部・大学院に在学する私費外国人留学生 ② 当該年度秋学期に復学した学部・大学院の私費外国人留学生

※日本政府国費外国人留学生および国費に準ずる奨学金を受給する者*は、翌年度以降に支給される奨学金申請を希望する場合のみ推薦対象となります。

*ウィリアムズ奨学金、ウィリアムズ・ファンド、JDS（人材育成奨学計画）、ABE イニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）、インドネシア政府高等人材開発事業奨学金（インドネシアリンケージ）、日本台湾交流協会、外国政府奨学金等。

※新入生で文部科学省外国人留学生学習奨励費予約者の場合は、学習奨励費を受給するために奨学金出願登録の手続を行う必要があります。

(4) 奨学金大学推薦順位グループ決定方法

「奨学金出願登録」の手続をした外国人留学生を対象に、奨学金選考委員会が選考評価を行い、学期ごとに奨学金大学推薦順位グループ分けを行います。

所属課程	選 考 方 法
大学院	提出書類による書類評価
学部 2～4年次	提出書類および 学業成績* により総合的に評価 *学業成績の評価方法 前学期までに履修した全単位の成績評価により算出された GPA（Grade Point Average）※を、学部学科学年ごとの成績分布の相違を考慮して偏差値化した成績評価指数で評価。 $\text{※ GPA} = \frac{\text{S} \times 4 + \text{A} \times 3 + \text{B} \times 2 + \text{C} \times 1}{\text{総履修単位数}}$ * S, A, B, C, 不可の表示は各単位数を表す（不可はD、欠、棄など）
学部1年次 3年次編入生	奨学金選考試験（小論文）による評価 ※1年次2学期目の順位は、1学期目の学業成績により評価。

注意

- 大学推薦の奨学金の推薦者に選ばれた場合、採否が決定するまでの間、同年度に受給する他の奨学金の推薦を受けることはできません。なお、当該奨学金に採用になった場合、同年度に受給する奨学金推薦の優先順位は最下位に下がりますが、不採用の場合には、奨学金推薦順位は元の順位のままです。奨学金は給付する奨学財団・団体においても選考が行われますので、推薦者になったからといって必ず採用されるわけではありません。
- 年度中に募集のある『翌年度受給の奨学金』は、今年度の推薦順位を利用し推薦者を決定します。

5 学習支援

1 外国人留学生チューター制度（外国語論文文章指導）

正規課程に在籍する外国人留学生は、下記対象論文作成上の外国語文章の指導を受けることができます。ただし、母語以外の言語での論文作成を対象とします。

チューターは指導教員が任用を認めた者で、原則として修士号を取得、またはそれに準ずる学力を有する者とし、本学大学院学生に限定しません。チューターには指導報告に基づき、大学から報酬が支払われます。

この制度の利用には、利用開始前に申請手続が必要です。指導要領から詳細を確認して必要な手続を行ってください。

指導要領 <https://spirit.rikkyo.ac.jp/international/foreigner/jp/SitePages/tutors.aspx>

2 日本語教育センターによる支援制度

日本語教育センターでは、日本語を母語としない学生をサポートするためにさまざまなサービスを提供しています。

日本語教育センター

キャンパス	池袋キャンパス	新座キャンパス
場 所	マキムホール1階、国際センター内	7号館2階、国際センター内
連 絡 先	電 話：03-3985-4202 メール： nihongo@rikkyo.ac.jp	
開 室 時 間 [※]	月～金 9：00～17：00 土 9：00～12：30	
ウェブサイト	https://cjle.rikkyo.ac.jp/	

※休業期間や行事、大学の定める開室時間により変更になることもあります。

(1) 日本語相談室

日本語相談室では、日本語についての相談を受け付けます。

<https://cjle.rikkyo.ac.jp/supportdesk/>

※利用には事前予約が必要です。

(2) 立教漢字検定

漢字の知識（読み、形の認識、意味）を判定するための、日本語教育センター独自の試験です。1年間に4回実施されます。さまざまなレベル・分野の試験があり、選択したレベル・分野のテキストで勉強して受験することができます。合格者には証明書が発行されます。

<https://cjle.rikkyo.ac.jp/kanjitest/>

(3) 日本語科目の履修 * 大学院生対象

日本語教育センターでは、特別外国人学生（交換留学生等）のために、日本語学習未経験者から、日本語能力試験 N1 をすでに合格した学習者までを対象とする 9 レベルの日本語科目を提供しています。正規課程に在籍する大学院生で外国人の学生は、プレイメントテストを受けてそれらの日本語科目を履修することができます。

手続の詳細 <https://cjle.rikkyo.ac.jp/graduate/>

3 その他

(1) アカデミックアドバイザー（学部生対象）

アカデミックアドバイザー制度は、学生一人ひとりに対して担当者（専任教員）を定め、学部（学科）の担当専任教員が本学における学修全般に関する助言・指導や情報提供を行う制度です。アカデミックアドバイザーは学生にとって身近な相談相手となるので、学修に関する悩みや相談がある場合には気軽に連絡を取るようになしてください。

学部により担当アドバイザーの決め方が異なります。詳しくは自分の所属学部の R Guide ならびに学部の掲示板を確認してください。

重要 低単位取得者への指導について

秋学期履修登録完了後の10月または11月に、春学期成績結果に基づき特に指導が必要と思われる低単位取得者については、各学部（学科）のアカデミックアドバイザーによる面談機会が設けられています。外国人留学生の場合、低単位は在留資格『留学』の在留期間更新に極めて大きな影響があるため、学習上の指導・助言・情報提供を受けるようになしてください。

(2) オフィスアワー

オフィスアワーは、それぞれの専任教員が主として担当する授業に関する質問や勉学の相談等に応じる時間のことです。教員は、授業期間中の毎週決まった時間帯に研究室で待機しています。質問や相談がある場合には、オフィスアワーの時間帯をあらかじめ確認して研究室を訪ねるようになしてください。教員によっては事前に予約が必要な場合もあります。詳しくは、自分の所属する学部・研究科の R Guide を確認してください。

R Guide : <https://rguide.rikkyo.ac.jp>

6 休学・退学

1 休学・退学の手続

病気その他の理由により止むを得ず休学や退学をする場合には、予め国際センターの窓口で必ず相談してください。休学または退学に際し、在留資格に関する手続など事前に確認が必要な事項があるためです。休学や退学の制度についての詳細は、下記サイトの「4. 休学・退学」の項目を確認してください。

https://spirit.rikkyo.ac.jp/academic_affairs/paperwork/SitePages/registration.aspx

休学・退学が許可された場合の学費および休学願受付期間

<http://s.rikkyo.ac.jp/kyutaigaku>

(1) 手続の流れ

1	国際センターで事前相談・離日届の提出	離日届提出専用フォーム http://s.rikkyo.ac.jp/absenceandleaving ※確実に連絡が届く連絡先を国際センターに届け出てください。
2	『休学願』または『退学願』の提出	『休学願』『退学願』の配付・提出先 所属キャンパスの教務事務センター
3	休学中の学費案内の送付先の届け出	必ず本学ウェブサイト (https://spirit.rikkyo.ac.jp) の学費ページから「学費関連通知送付先住所変更願」の申請をしてください。 学費関連案内宛名・住所変更依頼申請 https://spirit.rikkyo.ac.jp/fees/SitePages/index.aspx

(2) 休学中の連絡事項

連絡先	連絡事項
教務事務センター	就学の問い合わせ通知等
財務部経理課	学費その他の納入金振込用紙・口座振替案内送付等
国際センター	在留資格手続、その他緊急連絡等

重要 休学・退学時の注意

出入国管理及び難民認定法22条の4により、在留資格「留学」に係る活動を継続3か月以上行っていない場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く）は、在留資格取消の対象となります。よって留学生が休学する場合には、正当な理由がある場合を除き、すみやかに帰国するか、他の在留資格へ変更する必要があります。

退学した場合には、在留資格「留学」の在留期間の有無に関わらずそのまま滞在することは違法となりますので、すみやかに帰国、もしくは他の在留資格へ変更してください。また、休学期間中ならびに退学日以降はアルバイトはできません。

参考 URL <http://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/torikeshi.html>

2 休学時・退学時の学費

休学願・退学願を提出し、休学・退学を許可された者の学費についての詳細は本学ウェブサイトの学費のページを確認してください。兵役のために休学する学生には在籍料の特別免除措置を行っています。

休学者および退学者の学費 <http://s.rikkyo.ac.jp/kyutaigaku>

3 兵役義務による休学に関わる在籍料の免除

母国の法律や政策により兵役につかなければならないという理由で本学を休学する学生を対象として、**連続する4学期を限度**として在籍料の特別免除措置を行っています。学習・研究の計画と入隊時期・スケジュールに照らし検討のうえ、休学の手続をする前に早めに国際センターで相談するようにしてください。

対象期間：従軍開始日を含む学期から従軍終了日を含む学期（※連続する4学期を限度）

学費減免額：所定期日までに休学願を提出した場合、在籍料を特別に全額免除する。

※ただし研究会費（学部・研究科により異なる）や学生健康保険互助組合費（年間3,500円）等、その他の納入金は休学時でも毎年度納付する必要があります。

提出書類：① 休学願：兵役のために休学する場合は、同一年度内に限り複数学期分の休学願を受け付けます。

提出先：各キャンパス教務事務センター

② 兵役の確認書類（下表参照）：日本語・英語以外の証明書は日本語訳を添付してください。

提出先：各キャンパス国際センター

兵役の確認書類

時期	書類内容	提出期日	
		4月入学者	9月入学者
1年次目 (従軍開始日を含む年次)	入隊することが確認できる書類（インターネット上の電子通知写しでも可）。 ※証明書記載の発行日（及び有効期限）は不問。	入隊の確認書類が発行される日～当該年次12月20日（締切厳守）	入隊の確認書類が発行される日～当該年次6月20日（締切厳守）
2年次目	従軍していることが確認できる書類。 ※証明書記載の発行日 4月入学者： 1年次目の2月1日以降のもの 9月入学者： 1年次目の8月1日以降のもの (証明書記載の有効期限は不問)。	2年次目の4月1日～当該年次12月20日（締切厳守）	2年次目の9月20日～当該年次6月20日（締切厳守）
3年次目 (該当者のみ： 1年次目の後半の学期から休学し、休学期間が計3年次に渡る場合)	従軍していることが確認できる書類。 ※証明書記載の発行日 4月入学者： 2年次目の2月1日以降のもの 9月入学者： 2年次目の8月1日以降のもの (証明書記載の有効期限は不問)。	3年次目の4月1日～当該年次12月20日（締切厳守）	3年次目の9月20日～当該年次6月20日（締切厳守）

※提出期日の当該日が土曜日、日曜日、祝日、または学年暦における授業休講日に該当する場合は、直前の平日授業日が提出締切日です。また、年次とは、4月入学者は当該年度春学期および秋学期の期間、9月入学者は当該年度秋学期および翌年度春学期の期間を意味します。

※NEXUS プログラム4.5年コースの学生の提出期日は国際センターへ確認してください。

注意

- 日本出国に際し、在留カードを空港等で出入国在留管理局審査官に返納してください。
- 兵役終了後、復学時には在留資格『留学』再取得のため国際センターを通じて在留資格認定証明書交付申請を行う手続きがあります。復学3～4か月前より国際センターと連絡を取るようしてください。また、在留資格認定証明書交付申請を行う際には、単位取得状況が審査の対象となります。兵役に就く予定がある場合は、計画的に単位を取得するよう学業に励んでください。

7 学生生活・日常生活

1 宿舎・アパート

(1) 宿舎・アパート等の紹介

一般賃貸アパート

どの不動産会社でもアパート契約はできますが、大学が提携する以下の不動産会社を勧めます。

ハウスメイトショップ

<https://www.housemate-navi.jp/univ/school/rikkyo/>

問い合わせ先：03-5992-3610（本店）

049-278-3872（ふじみ野店）

(2) 民間保証会社の利用について

アパートの賃貸契約においては民間の保証会社を利用することも一般的です。国際センターでは保証会社として株式会社グローバルトラストネットワークス（GTN）を推奨します。立教大学の留学生であれば特別料金で保証を受けることができます。また、保証を利用することで多言語での生活サポート（入退居時の電気・ガス・水道の開始手続き案内やゴミの分別指導など）を受けることができます。詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.gtn.co.jp/>

2 健康

留学生の中には、生活環境などの変化から健康を害する人が少なくありません。有意義な学生生活を送るためには、健康管理も大切なことのひとつです。立教大学には、ケガや体調不良の応急処置や健康の保持促進のための保健管理・保健教育を行う「保健室」と、病気などの診療を行う医療機関としての「診療所」があります。

(1) 保健室（池袋、新座）

保健室では、みなさんが健康を保持・増進し、充実した大学生活を送れるように、健康診断・健康相談・応急処置などを行っています。

健康診断	毎年年度初めに全学生を対象に定期健康診断を行います。 学生は必ず受ける必要があります。
健康診断証明書の 申込・発行	大学の定期健康診断を受けた学生には、健康診断証明書（和文1通300円・ 英文1通400円）を発行しています。
健康相談	常時、保健師が健康に関する相談に応じています。また、予約制で校医相談も実施しています。からだの調子が悪いとき、心配なことがあるとき、健康のことについて知りたいときなど、気軽に相談してください。
応急処置	けがや体調不良のときなど、応急手当を行っています。

<https://spirit.rikkyo.ac.jp/health/SitePages/index.aspx>

(2) 診療所（池袋）

診療所は、学内にある医療機関で、病気治療などの場合に利用できます。立教大学の学生で、学生健康保険互助組合に加入している学生は、学生証と健康保険証またはマイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）を提示してください。ただし、保険証を忘れた際には自費になる場合があります。学生健康保険互助組合のページも併せて参照してください。

<https://www.rikkyo.ac.jp/campuslife/support/healthcare/clinic.html>

3 学生相談所（池袋・新座）

対人関係、性格、心の健康など、学生生活に関するどんな事柄についても相談に応じています。必要に応じて適切な部署や相談機関も紹介します。本人の承諾なく、相談内容について外部に伝えることはありません。相談をしたい場合は、下記を確認の上、学生相談所に直接行ってください。

英語対応（池袋キャンパスのみ）を希望する場合は、原則として国際センターを通じて申し込んでください。

<https://spirit.rikkyo.ac.jp/counseling/SitePages/index.aspx>

4 保 険

(1) 国民健康保険

日本に3か月を超えて在留する外国人は国民健康保険に加入することが義務づけられています。**必ず加入してください。**国民健康保険に加入すると、病気やケガをした時の自己負担が、保険適用医療費の30%となります。

保険対象医療費総額	
「国民健康保険」負担（70%）	自己負担（30%）

加入手続

居住地の市（区）役所の国民健康保険課で行い、国民健康保険証が交付されます。加入手続には在留カード、パスポート、学生証等が必要です。

保険料の支払い

保険料は月々の支払いとなりますが、所得が一定額未満であると認められれば保険料は減額されます。市（区）役所により保険料が異なりますので、居住地の市（区）役所国民健康保険課に問い合わせてください。

対象機関・診療手続

各種健康保険を取り扱う医療機関で、国民健康保険証を提示してください。保険取扱がない場合、医療費は全額自己負担となりますので、診療を受ける前に確認してください。出産、交通事故、健康診断、美容整形などには適用できません。

(2) 学生健康保険互助組合（学生健保）

入学と同時に学生健康保険互助組合（学生健保）に全員加入し、在学期間中の疾病・傷害や健康管理に対して一定金額の補助が行われます。組合費（年額3,500円）は、学費納入時に『その他の納入金』として納付しているため特別な加入手続は不要です。医療費給付には、自動給付と申請給付があります。詳しくは『学生健保のしおり』で確認してください。相談や手続は、所属キャンパスの学生部学生課（福利厚生担当）に問い合わせください。

なお、入院時食事療養費、特定療養費、第三者による傷害（交通事故）等は給付の対象外です。

自動給付

下記契約医療機関での診療……………保険診療内での自己負担（30%限度）なし
（国民健康保険証と学生証両方を提示）

- 立教学院診療所（院外処方の調剤費は申請給付）

申請給付

（歯科は対象外。歯科で口腔外科の治療を受けた場合は、学生健保所定の証明書が必要）

契約医療機関以外での診療（通院・入院）……………条件（※）を満たす場合、保険診療の自己負担および保険薬局代分（30%限度）が申請により後日給付される

※同一病院または同一保険薬局で1か月間の保険診療自己負担額が2,500円以上の場合、定められた給付対象・範囲において全額が支給されます。ただし、給付限度額は自動給付と合わせて1か月間で40,000円、年間で320,000円です。

保険対象医療費総額	
「国民健康保険」負担（70%）	学生健康保険互助組合負担（30%） ● 契約医療機関 → 自己負担なし ● 契約医療機関以外 → 申請により一定金額の給付あり

医療費給付・学生健保のしおり

https://spirit.rikkyo.ac.jp/student_affairs/backup/SitePages/benefit.aspx

問い合わせ先：所属キャンパス学生部学生課（福利厚生担当）

（3）医療費が高額になってしまったら（高額療養費支給制度）

入院などで同じ月内の医療費の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えて高額になった場合には、居住地の市・区役所の国民健康保険担当課に申請し、認められれば、後から払い戻されます。

自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、詳しくは市（区）役所へ直接問い合わせてください。

入院の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、病院窓口での支払いが限度額までになります。事前に、居住地の市・区役所へ申請してください。

（4）学生教育研究災害傷害保険（学研災）

本学の学生は、全員「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。費用は大学で負担しています。キャンパスの内外を問わず、大学の教育研究活動中や通学中に事故が発生した場合、一定の条件のもとで保険金を受け取ることができます。事故日を含めて30日以内に所属キャンパスの学生部学生課で手続きを行ってください。

保険金が支払われる場合

教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った時

保険金が支払われない場合

故意、闘争などにより生じた傷害、頸部症候群（むちうち症）、危険をとまなう運動などによって生じた事故による傷害など

保険金の種類

死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金（医師の治療を受けた時）および入院加算金

（5）国民年金制度

日本国内に住むすべての人（外国人留学生も含む）は、20歳になった時から国民年金に加入する義務があります。20歳以上の留学生は、住居地の市（区）役所に転入届を提出した際に、国民年金に加入する必要があります。来日時点で20歳未満の留学生も、20歳になった時点で、国民年金に加入することになります。

国民年金に加入すると、約1か月後に年金手帳と国民年金保険料納付書が届きます。この年金手帳は、大切に保管してください（将来も日本で就職や居住する場合に必要となります。帰国後も捨てないよう大切に保管してください）。

所得が少なく国民年金の保険料を納めることが困難な20歳以上の学生については、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

申請方法については、市（区）役所の国民年金担当課に問い合わせをしてください。なお「学生納付特例」は、毎年、申請する必要があります。

5 グローバルラウンジ・国際交流行事

(1) グローバルラウンジ

学内における国際交流の拠点として、各キャンパスにグローバルラウンジを設置しています。グローバルラウンジでは、立教大学の外国人留学生と日本人学生が親睦を深めることを目的とした交流行事や、日本文化を体験できる行事などを企画しています。

さまざまな国際交流イベントを通じて、留学生同士、日本人学生、教職員、卒業生団体との交流の輪を広げ、留学生生活をより有意義なものにしてください。各種イベントの内容が決定次第、申込期間・方法などの詳細はグローバルラウンジホームページ、「立教時間」およびメーリングリストでお知らせします。さまざまなイベントを企画していますので、積極的にグローバルラウンジのイベントに参加してください。

グローバルラウンジの場所

池袋キャンパス：マキムホール（15号館）M2階

新座キャンパス：8号館1階

<https://spirit.rikkyo.ac.jp/international/campus/SitePages/lounge.aspx>

グローバルラウンジ SNS

Twitter @Rikkyo_Kokusai

Instagram @rikkyogl

Facebook 立教大学国際センター

異文化交流イベント（一例）

行 事（予 定）	場 所	時 期
新入留学生歓迎会	池袋	春学期および秋学期
茶会（学生サークル共催）	新座	春学期または秋学期
六大学野球観戦	学外	春学期または秋学期
新座クリスマスパーティー	新座	秋学期
大相撲トーナメント観戦	学外	秋学期
バスツアー	学外	秋学期

ワールドカフェ

外国人留学生と日本人学生が外国語での会話を通じて、異文化理解・国際交流を促進するイベントです。外国人留学生がディスカッションリーダーとしての役割を担い、活発なコミュニケーションのサポートをしています。

カントリーフェスタ

外国人留学生が出身国・地域、文化を紹介するイベントです。他国（地域）および異文化に対する理解を深め、世界に関する知見を広げることを目的としています。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、キャンパスへの入構制限が課されている場合は、原則としてイベントはオンラインで開催します。

(2) 留学生支援団体

皆さんの留学生生活をさまざまな形で支援していただいている校友組織、立教大学で共に学習・研究する留学生が集い活動している各国の留学生会を紹介します。積極的に活動に参加し、実りある留学生活にしてください。

(3) 校友組織

東京セントポールライオンズクラブ

立教大学の卒業生を中心に構成される社会奉仕団体。1981年に結成。留学生を含む本学学生への支援を幅広く行っていただいている。

奨学金による支援	個人出願：年間30万円、2名採用
日帰りバスハイク	内 容：日本の文化体験とクラブ・留学生間の親睦を図る日帰り旅行 実施時期：5月頃（予定） 対 象：2023年度新入留学生対象

校友会レディスクラブ

会員相互の親睦を図り、立教大学の発展に寄与することを目的として1957年に設立された女子卒業生の会。活動の柱であるボランティア活動のひとつとして留学生への支援をいただいている。

奨学金による支援	個人出願：年間30万円、1名採用
手作り昼食会	内 容：多彩な美味しい手料理を囲み、クラブ・留学生間の親交を深める昼食会 実施時期：池袋キャンパス6月頃、新座キャンパス10~11月頃（予定）
お茶会	内 容：日本庭園において伝統文化に触れる交流会 場 所：目白庭園（予定）

(4) 留学生団体

- 韓国人留学生会（池袋・新座）
- 中国人留学生会（池袋・新座）
- 台湾人留学生会（池袋・新座）

6 その他

外国人留学生を狙った悪質な勧誘が増えています。ボランティアなどのサークルのように装いながら巧みに近づいてくるケースもあります。街頭のアンケート等を含め、見知らぬ人から声をかけられた場合、むやみに氏名や連絡先などの個人情報教えないでください。大きなトラブルに巻き込まれるおそれがありますので注意してください。

8 キャリア・就職支援

1 キャリアセンターについて

キャリアセンターでは、「働くこと」や「仕事」をキーワードに、将来や就職について考えるための情報提供、プログラムの実施、キャリア相談など、みなさんの「キャリア・就職」をサポートしています。

外国人留学生在が就職活動をする場合、基本的には日本人学生と同じように活動することになるため、日本の就職活動についての理解と高い日本語能力が求められます。早めに情報収集や準備を始める必要があるため、キャリアセンターを上手に活用してください。



- ▶ **キャリアセンターの場所** 池袋キャンパス：6号館1階
新座キャンパス：1号館1階
<https://s.rikkyo.ac.jp/rcareer>
- ▶ **外国人留学生在の就職活動・情報収集に役立つ各種サイト紹介**
<https://s.rikkyo.ac.jp/cbfd3eb>
- ▶ **ハローワーク等所在地情報** <https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

(1) キャリアセンターで出来ること

キャリア相談

日本で就職するには、早めに準備することが大切です。まずは気軽にキャリアセンターに相談してください。一人ひとりの状況に合わせてきめ細やかに対応します。

外国人留学生在の就職支援を専門的に行う外国人雇用サービスセンターの相談員による外国人留学生向けキャリア相談も実施しています。

外国人留学生からの相談内容の例

母国に帰国するか日本で就職するか迷っている／日本での就職活動の流れは？／留学生在が気を付けなければいけないことは？／留学生在の就職先はどんなところが多い？／応募書類を書いたのを見てほしい／面接の練習がしたい／就職後の在留資格はどうなる？ etc.

- ▶ **キャリア相談の予約はこちら** <https://s.rikkyo.ac.jp/rez>



キャリア・就職支援プログラム

学外講師・卒業生・企業の担当者などを招き、各種ガイダンスやセミナーを開催しています。また、外国人留学生向けには全学年が参加できる以下のプログラムを実施しています。

オリエンテーション～キャリア・就職編～／就職ガイダンス／エントリーシート対策講座／面接対策講座／SPI 対策講座

- ▶ **キャリア・就職支援プログラムの詳細・申込はこちら**
「立教時間（イベント・プログラム）」 <https://portfolio.rikkyo.ac.jp/>
- ▶ **過去に実施したプログラムの動画配信はこちら**
<https://s.rikkyo.ac.jp/movies>



(2) キャリアセンターからの情報を収集する

プログラムの開催予定やキャリア・就職に関する情報は、立教時間、V-CampusSPIRIT のキャリアセンターページ、メールなどでお知らせしています。各自でよく確認してください。

2 日本の就職活動について

日本の就職活動は、世界と比べても独特な方法、スケジュールで行われます。

■ 日本の就職活動の特徴

- 多くの企業が同じようなスケジュールで採用活動を一斉に行います。
- 日本の就職活動は早期から始まります（学部生は3年次生から、大学院生は1年次生から）。
- 学生は在学中に採用試験を受け、基本的に卒業後の4月に入社します。
- 採用試験は書類選考や筆記試験、面接試験などが複数回あり、基本的に全て日本語で行われます。
- 日本の企業には入社後に社員を育てる風土があるため、専門知識やスキルがなくとも、ポテンシャル（潜在能力）を見て採用します。

■ 日本企業が外国人留学生を採用する目的

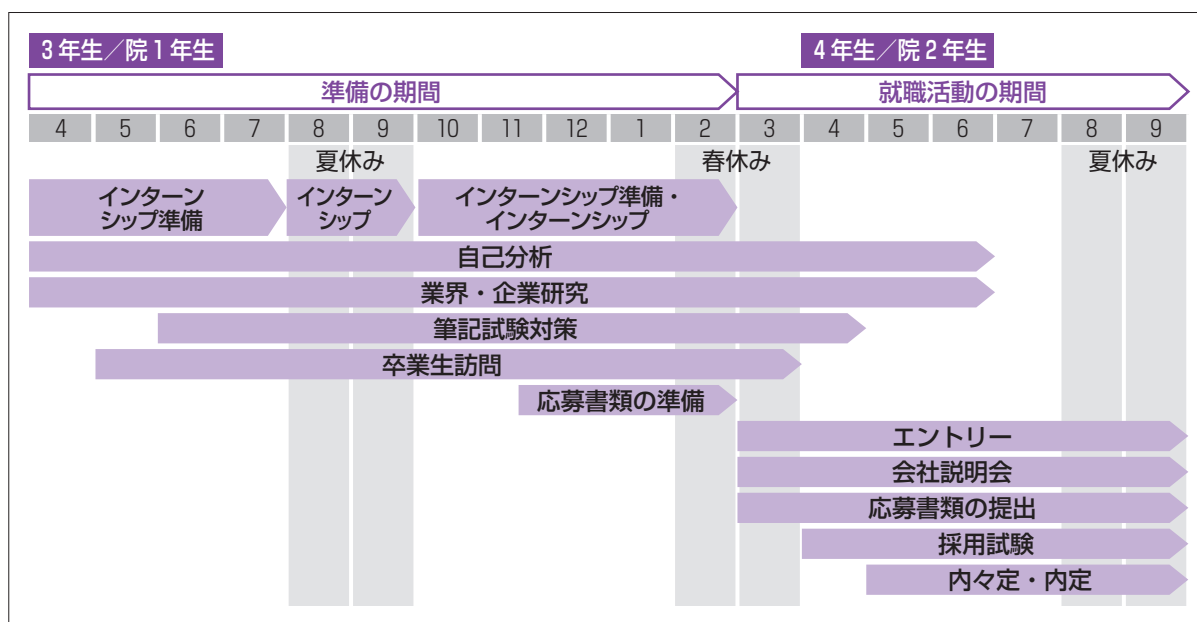
- 企業は国籍に関係なく優秀な人材を求めています。
- 特に外国人留学生には、海外との架け橋となる人材、組織活性化のためのダイバーシティ人材となることが期待されています。

■ 日本企業が外国人留学生に求める能力

- 多くの企業は、外国人留学生に日本語力があることを前提にしており、ビジネスの場面でも、適切にコミュニケーションをとることができる日本語力が求められています。
- その他、コミュニケーション能力、バイタリティ、熱意などの力が求められています。
- そして、特に外国人留学生は母国語の能力に加えて「英語能力」を求められることも増えています。

3 就職活動のステップ

就職活動の大まかな流れを理解して、これからの自分の行動計画をイメージできるようにしましょう。



※就職活動のスケジュールは変更になる場合があります。また、企業によって異なります。

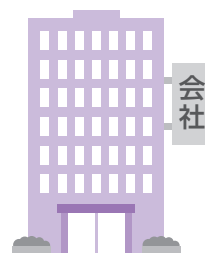
※就職活動の際は、スーツや交通費・証明写真・応募に必要な証明書代などの費用がかかります。活動が忙しくなるとアルバイトができない時期もありますので、計画的に活動資金を蓄えておきましょう。

(1) インターンシップ・仕事体験

企業などで就業体験等をすることをインターンシップ・仕事体験といいます。

- 日本の企業文化を体験したり、ビジネスマナーを学ぶことができます。
- 社会人に出会うことで、働くイメージを持つことができます。
- 業界、企業を知ることにより、社会のしくみを知ることができます。
- 原則として無給です。

各企業が実施し、学生自身が探して応募するもの、大学の授業として行われるものなどがあります。なお、業務・勤務時間などの条件によっては、通常の（包括的）資格外活動許可ではなく、実習内容に基づいて個別に資格外活動許可を取得する必要があるので注意してください。



(2) 自己分析

働きたい企業を見つけ、自分自身の力をアピールするためには、自分自身の「価値観」や「能力」を理解し、説得力のある伝え方が出来るように整理する必要があります。

自己分析の方法

- 過去から現在までの自分自身の考え方や行動を振り返る。
- 好きなこと、苦手なことを考えて書き出す。
- 将来どんな働き方をしたいか考えて書き出す。
- 長所、短所を挙げて書き出す。
- 家族や友人に自分の性格を聞いて、他者からみた自分を知る。

外国人留学生の場合は、「なぜ日本で働きたいのか」「日本でどんな仕事をしたいのか」などについても、考えをまとめておきましょう。



(3) 業界・企業研究

業界・企業研究は企業選びの第一歩です。最初の段階ではどのような業界・企業があるのか、幅広く情報を集めましょう。その中から自己分析と合わせて自分のやりたい仕事を見つけましょう。

- まず1業界1社を取り上げて、その業界の特徴について調べる。
会社案内などの Web サイトやパンフレットを読む
- 興味がある業界について、どのような企業があるのか、企業ごとの特徴や違いを調べる。
『立教就職ガイド』や業界マップ本を読む／ビジネス誌や志望する業界の本を読む／図書館のオンラインデータベースを利用する

※日本で就職する場合は就労ビザを取得する必要があります。

※本人の学歴・職歴と企業の雇用目的が一致するかどうかビザの審査の重要なポイントとなります。
「母国語を活かした国際業務」がある場合も一致するとみなされやすいです。

(4) 卒業生訪問

業界・企業研究に取り組む際に、働くイメージをより明確にすることなどを目的として、実際に働いている卒業生に会い、直接話を聞くことが卒業生訪問です。キャリアセンターでは「RIKKYO 卒業生訪問会」を開催しており、1日に複数の卒業生の話を聞くことができます。

- 企業のWebサイトやパンフレットでは分からない「生」の情報を得ることができます。
- 企業のWebサイトなどで情報を調べた上で、質問したいことを準備してから訪問しましょう。
- 卒業生の連絡先は、キャリアセンター内に設置している卒業生名簿検索PCで調べることができます。
- 秋以降、就職が決まった内定者の名簿もキャリアセンターで閲覧できます。



(5) 企業説明会

企業説明会は学内外で数多く開催されます。キャリアセンターでは、「学内合同企業説明会」などのプログラムを開催しています。企業の事業内容や採用方針を直接聞くことが出来るため、積極的に参加して情報収集に役立てましょう。

- 学内で開催するプログラムは短い時間で効率的に複数の企業情報を得ることができます。
- 外国人留学生積極採用企業が、外国人留学生だけを対象として開催する合同企業説明会などもあります。
- 会ってみたいとわからない情報を知ったり、社風を体感したりすることができます。
- 開催日や応募期限が重複することもあるので、スケジュール管理が重要です。



(6) 応募書類（履歴書やエントリーシート）の提出・書類選考

多くの企業において、最初の選考は「書類選考」です。

- オンラインで入力するもの、手書きで記入して郵送するものなどさまざまな種類があります。
- よく問われる項目は「自己PR」「学生時代に力を入れたこと」「志望動機」です。
- 多くの場合、すべて日本語で記入し、日本人学生と同じ基準で選考されます。
- 完成させるまでに、何度もブラッシュアップが必要なため何週間もかかるケースがあります。
- 書いたらキャリアセンターや日本語相談室でアドバイスをもらいましょう。
- 提出する前には、必ずコピーを取るかプリントアウトして、後から提出内容について確認できるようにしておきましょう。

(7) 筆記試験

書類選考と同様、「筆記試験」も選考の初期段階で実施されることが多いです。

種 類	SPI、CAB、GAB、玉手箱など
内 容	国語、数学、性格診断 / 適性試験、英語 など

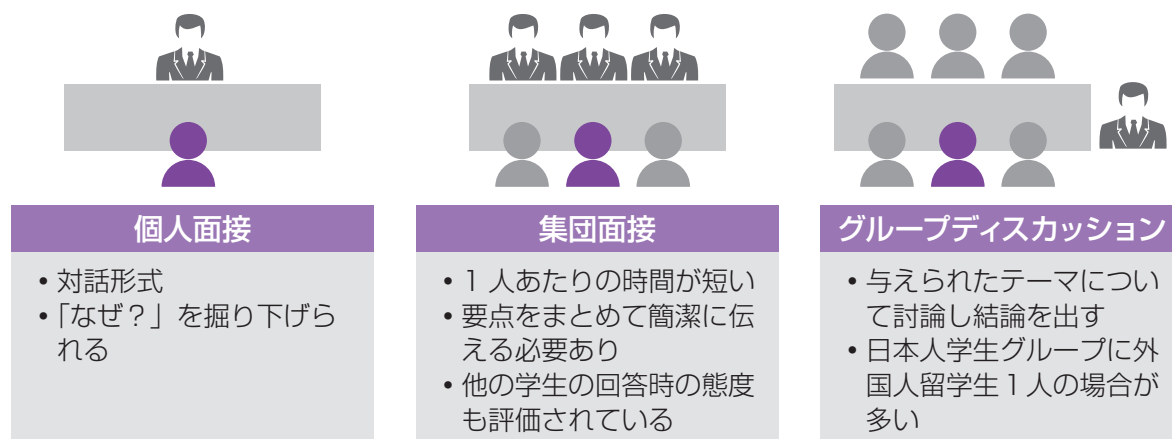
- 一部英語などで受験できるものもありますが、基本的に問題も回答も日本語です。制限時間があるので、外国人留学生にとっては慣れないと難しい場合もあります。
- 企業ごとに使用する試験の種類が違います。最も多く行われているのはSPIです。外国人留学生は日本人以上に、準備や対策が必要となるので、早めに取り組みましょう。

(8) 面接試験

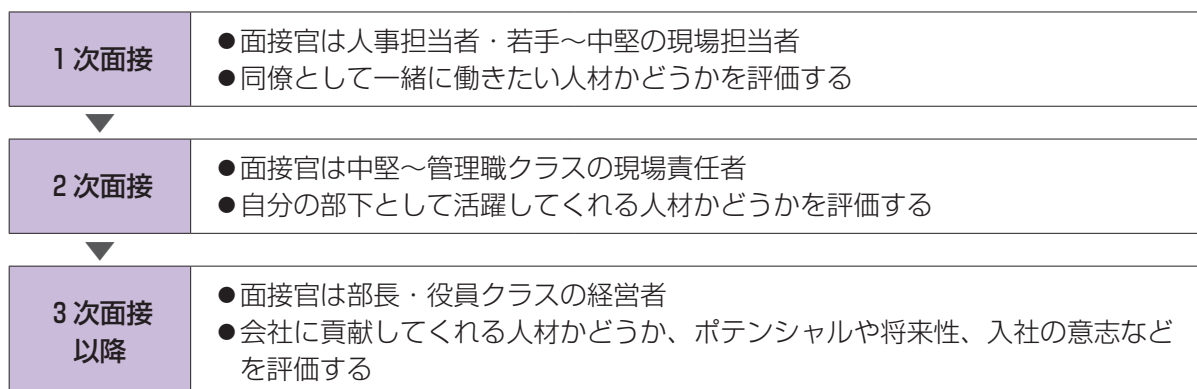
書類選考・筆記試験などに通過すると、面接試験があります。

- 1社につき3回から5回程度の面接があります。
- 個人面接・集団面接・グループディスカッションなどの形式があります。
- 面接では応募書類に書いた内容や、あなたについて、さまざまな質問をされます。
- 外国人留学生ならではの質問をされることも多くあります。
- グループディスカッションでは複数の日本人とディスカッションをするため、高い日本語力が必要です。

面接の種類



面接のフロー



(9) 内 定

最終面接に合格すると、「内定」となります。

- 9月30日以前は「内々定」もしくは「合格」と表現する場合があります。
- 内定後、企業から「入社誓約書」や「入社承諾書」の提出を求められる場合があります。
入社するかどうか慎重に考えて提出しましょう。
- 内定を辞退する場合は、速やかに企業に連絡をしましょう。

内定に関するトラブルを避けるため、不安なこと、不明なことはすぐにキャリアセンターに相談してください。

卒業後の進路（就職・進学・その他）が決まったら、立教就職 Navi の「進路決定届」で必ず報告しましょう！ <https://s.rikkyo.ac.jp/shinro>

4 就労の在留資格取得

外国人留学生が日本国内の企業等に就職し継続在留する場合には、業務内容に応じて『技術・人文知識・国際業務』など就労可能な在留資格を得る必要があります。

技術・人文知識・国際業務

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務

就労の在留資格の要件・基準に適合する企業・業種・職務内容・処遇であるかが、審査のポイントとなります。就職活動で苦労して内定を得ても、在留資格要件や審査基準に適合しない場合、入国管理局での在留資格変更許可審査において不許可になる場合がありますので、事前にキャリアセンター、国際センターとよく相談をしながら就職活動をしてください。

※入国管理局での在留資格変更審査は約1～3か月程度要しますので、内定を得ている学生は、**内定先の指示に従って**必要書類を揃えて早めに申請してください。4月入社のためには遅くとも2月には変更申請を行ってください。内定先企業に用意してもらう書類は準備に時間がかかることがあります。

(1) 変更手続の流れ

12月頃	出入国在留管理局 在留資格変更申請受付スタート
1月～3月	就労ビザ（『技術・人文知識・国際業務』）変更承認ハガキが自宅に届く
3月下旬 （卒業式以降）	卒業証明書（卒業証書の写し）・承認ハガキ・パスポートを持参のうえ出入国在留管理局で就労ビザの在留カードを得て正式承認となる
4月1日～	企業にて就労開始

(2) 就労ビザ取得のために必要な書類

- 在留資格変更許可申請書・申請人等作成用（入管所定書式）
- パスポート及び在留カード
- 履歴書
- 卒業見込証明書（後日、卒業証明書あるいは卒業証書（写し）の提出が求められる）
- 申請理由書（必ず必要ではないがあったほうが良い）

本人が準備する上記書類に加えて、**雇用契約書など会社側に用意していただく書類も多くあります**。内定先企業によっても必要となる書類は異なりますので、詳細は以下のサイトで確認し、内定先企業と相談し手続を進めてください。

法務省 URL : http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00089.html

注意 現在の『留学』ビザの在留期限が卒業式前に来る場合、在留資格変更許可申請中であれば許可がおりていなくてもそのまま日本に在留することはできますが、**資格外活動許可ならびに再入国許可は『留学』ビザの期限と共に効力を失いますので注意してください。**

留学ビザ期限	3月5日	} →	この期間（3月6日～25日）は アルバイト（資格外活動）を行うことはできません ので十分に注意すること。 『日本に滞在しているだけ』という状態になります。
卒業式	3月25日		
就労ビザ取得	3月25日以降		

5 卒業後継続して就職活動する場合

立教大学卒業・修了後も継続して就職活動を行うことを目的として在留を希望する場合、大学の推薦を得て在留資格変更許可申請を行うことにより、最長1年間（6か月間有効の『特定活動』を1回更新することで1年間となる）の『特定活動』の在留資格が認められます。また、週28時間以内の資格外活動許可も付与されるため、就職活動を継続しながらアルバイトも行うことが可能です。

在留資格『留学』から就職活動のための『特定活動』への在留資格変更（期間更新）申請許可を希望する人は、下記に従って推薦状発行申請手続きを進めてください。なお、学内申請手続（学内審議のうち推薦状発行可否を決定）、出入国在留管理局での審査には時間がかかりますので、早期の相談と準備を行うようにしてください。**卒業・修了後1か月を経過した後の推薦状発行申請は受け付けられません。**

推薦状発行申請手続

※変更・更新のいずれの場合も同様の書類準備と申請手続が必要です。

以下のサイトを参照のうえ、申請を行ってください。

URL : <https://s.rikkyo.ac.jp/designated>

重要 『特定活動』取得後について

大学は在留資格『特定活動』を取得した者の在留管理をする必要があります。在留資格『特定活動』の申請が許可されたら、在留カードのコピーを国際センターに提出してください。

また、月ごとに活動報告書を作成して、指定された期日までに国際センターに提出してください。活動報告書の様式や期日、提出方法に関しては、国際センターから案内を行います。

9 卒業・修了

1 卒業・修了に伴う手続

- 国際センターに「立教大学 正規留学生卒業・修了届」を提出する。
- 「立教就職 Navi」の「進路決定届」でキャリアセンターへ進路を報告する。
- 図書館から借りているものがある場合は、返却する。
- 奨学金受給、在籍確認のサインを忘れていないか確認する。

在留資格「留学」の在留期限が卒業した後も残っていたとしても、日本滞在を継続する場合は、在留資格の変更が必要です。手続を怠ると不法滞在となりますので十分に注意してください。

帰国する場合

- 住居、電気、ガス、水道、インターネット、携帯電話などの解約をする。
- 区・市役所にて、「転出」の届出、国民健康保険脱退手続、国民年金脱退手続をする。
- 空港等にて、在留カードを返納する。

※卒業式まで在留期限が残っていない場合や卒業後すぐに在留期限が切れる人は、「帰国準備のため」という理由で、最大90日までの「短期滞在」の資格で滞在許可が下りることがありますので、希望者は出入国在留管理局で在留資格変更手続を行ってください。

日本に残る場合

- 日本で就職する、もしくは日本で就職活動が続ける場合は、在留資格変更許可申請をする。
- 在留期間が残っていて、他大学等に進学する場合は、出入国在留管理局へ「活動機関に関する届出」の提出をする。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

重要 出入国在留管理局への届出

活動機関（大学や日本語学校など）から離脱（卒業・修了・退学・除籍）したとき、他機関へ移籍（入学・転入）したときには、14日以内に出入国在留管理局へ届出が必要です。卒業・修了後に必要書類を記入し、東京入国管理局へ郵送するか、出入国在留管理局のウェブサイトから届出を行ってください。卒業・修了等後、すぐに帰国する場合には、空港の出国審査時に在留カードを返納すれば、この手続をする必要はありません。

2 研究生・研修生

(1) 研究生制度

研究生制度は、本大学院の博士課程後期課程において所定の研究指導を受け、博士の学位を取得した者、または、在学6年経過後に退学した者で、引き続き研究を希望する者を対象とした制度です。大学院博士課程後期課程の正規学生に支障ない範囲において選考の上、受け入れることがあります。大学院研究生の研究期間は1年以内、当該年度末までとなります。詳しい手続・相談については各キャンパス教務事務センターに問い合わせてください。

(2) 研修生制度

研修生制度は、本大学院の博士課程前期課程または修士課程において所定の研究指導を受け、修士の学位を取得した者で本大学院博士課程後期課程への進学の準備をする者を対象とした制度です。大学院博士課程前期課程の正規学生に支障ない範囲において選考の上、受け入れることがあります。なお、4月期出願は前年度末に学位を取得した者、9月期出願は当該年度春学期末に学位を取得した者が対象です。大学院研修生の研究期間は1年以内、当該年度末までとなります。詳しい手続・相談については各キャンパス教務事務センターに問い合わせてください。

重要 研究生・研修生が在留資格『留学』を取得した場合

研究生、研修生ともに在留資格『留学』を取得することができます。

在留資格『留学』を取得した場合、大学は受入教育機関として在籍管理をする必要がありますので、月ごとに活動報告書を作成して、指定された期日までに国際センターに提出してください。活動報告書の様式や期日、提出方法に関しては、国際センターから案内を行います。